アーク溶接作業の個人曝露測定

令和3(2021)年4月より、金属アーク溶接等作業について健康障害防 止措置が義務づけられ、溶接ヒュームは個人曝露測定を用いた気中濃 度測定が義務づけられています。

基発0422第4号(令和2年4月22日)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/000712117.pdf

金属アーク溶接等作業とは

次の作業が「金属アーク溶接作業」に該当し、環境測定が義務づけられてます。

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業 (燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません)

必要な措置と測定方法

①溶接ヒューム濃度の測定



測定の結果がマンガンとして 0.05mg/m3以上等の場合

②換気装置の風量の増加 その他必要な措置



③再度溶接ヒューム濃度の測定



④測定結果に応じ、有効な呼吸保護具を選 択し、労働者に使用させる。



(5) (面体を有する呼吸保護具を使用させる場合) 1年以内ごとに1回、フィットテストの実施

測定の結果が マンガンとして 0.05mg/m³ 以下の場合



東レテクノでは、溶接ヒューム についてのご相談~測定・評 価結果に基づく保護具選 定・環境改善までを全面サ ポートします。

- ・実施要否の判断支援
- ・公定法に則った測定・報告
- ・環境改善、保護具の提案
- フィットテストの実施

どんな内容でも結構ですので お困り事があればご連絡くだ さい。

Toray Research Center, Inc. Toray Techno Co., Ltd.